

金融庁企業会計審議会「監査部会」

# 企業不正に対する監査人の取組み と課題

2012年6月27日

八田進二

青山学院大学大学院教授

# 会計不正対応の起源(米国)

## -1977年海外不正支払防止法(FCPA)の制定

- 1973年から1976年にかけて行われたウォーターゲート事件の調査の結果、アメリカを代表する数多くの企業が、国内での違法な政治献金と、賄賂を含む疑わしい支出または違法な支出を外国の政府高官に対して行っていたことが明らかになった。
- その結果、最終的には1977年FCPAが成立した。
- FCPAは、贈賄禁止規定に加え、会計と内部統制に関する規定を置いている。
- それは、健全な内部統制こそが違法支出を防止するうえで有効な抑止力を提供するはずであるとの考えが背景にあった。

(COSO、『内部統制の統合的枠組み—理論篇』1992.)

# 米国「監査基準書」における不正の取組み①

- 1974年、米国公認会計士協会(AICPA)が設置した「監査人の責任に関する委員会(通称、コーエン委員会)の1978年の報告書『報告、結論、勧告』  
「期待のギャップ」を解消するために様々な勧告を行い、監査人の役割の明確化の必要性を論じる
- 1977年、『監査基準書(SAS)』第16号「誤謬および異常事項の摘発に対する独立監査人の責任」
  - ・ コーエン委員会の作業と並行して、財務諸表の不正の摘発を検討していた監査基準執行委員会が公表
  - ・ 財務諸表の誤謬あるいは異常事項の発見に独立監査人が一定の責任を有することを表明
  - ・ 「経営者は正直である」ことを前提にし、監査プロセス固有の限界を強調

## 米国「監査基準書」における不正の取組み②

- 1977年、『監査基準書(SAS)』第17号「被監査会社の違法行為」
  - ・監査人は、専門家としての技術と注意を行使するならば、通常発見しうるであろう財務諸表に重要な虚偽記載をもたらす違法行為または疑わしき行為を摘発することは自らの責任であることを認識すべきである。
  - ・監査人は、通常、直接かつ重要な影響を及ぼす違法行為の可能性を監査計画および監査の実施において検討しなければならない。

## 米国「監査基準書」における不正の取組み③

### ▶ 1988年の『監査基準書(SAS)』の大改訂

「不正についての期待のギャップ」への対応

#### ① SAS第53号「誤謬と異常事項の摘発と報告に対する 監査人の責任」

- ・ 監査人が財務諸表にとって重要な誤謬および異常事項を摘発することの積極的責任を負うことを要求。
- ・ SAS第16号との違い  
経営者の虚偽記載の摘発に関する監査人の姿勢において  
「経営者は正直でない」とか「経営者は正直である」との前提を置いてはならないことを強調。

## 米国「監査基準書」における不正の取組み④

②SAS第54号「被監査会社の違法行為」

③SAS第55号「財務諸表監査における内部統制構造の検討」

➤ 1997年、SAS第82号「財務諸表監査における不正の検討」

- ・不正関連の用語を、irregularity(異常事項)からfraud(不正)に変更
- ・SAS第53号との違い

合理的な保証を得るために、より具体的な手続の実施も要求  
「職業専門家としての懐疑心」を堅持することの重要性を強調

## 米国「監査基準書」における不正の取組み⑤

➤ 2002年、SAS第99号「財務諸表監査における不正の検討」

《付録 不正リスク要因》

不正のトライアングル(不正の三角形)の考え方を受け入れて、監査人の検討に関連する不正を「不正な財務報告から生じる虚偽の表示に関する要因」と「資産の不正流用から生じる虚偽の表示に関連するリスク要因」の2つに分類し、3つのリスク要因を分析。

①動機・プレッシャー、②機会、③姿勢・正当化

※ここでの不正に対する理解については、1988年創設の公認不正検査士協会(ACFE)において定着してきた、不正に対する研究成果が取り入れられている。

# 不正会計を巡る制度対応(米国)

## ①不正な財務報告全米委員会(トレッドウェイ委員会)

『不正な財務報告』(1987年) 不正な財務報告の原因とその防止を検討

※本報告書の公表を受けて、翌年の1988年に、ジョセフ・T・ウェルズ達により、公認不正検査士協会(ACFE)が創設される。

## ②トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)

『内部統制の統合的枠組み』(1992年、1994年)

## ③トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)

『不正な財務報告1987-1997:アメリカ公開企業の分析』(1999年3月)

『不正な財務報告』公表後の11年間(1987年-1997年)

SEC会計・監査執行通牒における不正な財務報告事案の分析報告

—2001年「エンロン事件」後の会計不正防止対策の強化—

## ④2002年7月「企業改革法(SOX法)」の制定

	監査上の欠陥領域	割合 (45件中の)
1	不十分な監査証拠の入手 (特に、資産の評価、資産の所有権および経営者の陳述に関する領域での証拠)	80%(36件)
2	職業的専門家としての正当な注意の行使に関する欠陥	71%(32件)
3	然るべき水準の職業的懐疑心の保持に関する欠陥	60%(27件)
4	一般に認められた会計基準(GAAP)の要件についての解釈誤りもしくは適用誤り (GAAP違反の多くは、特殊な資産評価問題に係る異常な資産に関連)	49%(22件)
5	監査計画の策定および監査業務の計画における欠陥 (固有リスクの評価および非定型的な取引に関連したリスクの認識上の問題に関連)	44%(20件)
6	形式的な監査証拠に重点を置いた検証に依存し過ぎることによる欠陥	40%(18件)
7	重要な経営者の見積りの評価に関連した適切な証拠入手に関する欠陥 (不十分な監査証拠の入手)	36%(16件)
8	売掛金の確認における欠陥 (確認対象の売掛金口座の数の決定、確認手続が履行不能な場合の代替的手続の実施および確認手続の方法に関する欠陥)	29%(13件)
9	重要な利害関係者間取引についての認識および開示上の欠陥 (当該取引は、ほとんどが利益の水増しに利用されている)	27%(12件)
10	脆弱な内部統制に依拠し過ぎることによる欠陥 (内部統制上の欠陥の有無に関して不十分な検証しか実施していない)	24%(11件)

※なお、上記以外には、独立性の欠如、不適切な監督およびレビュー、および、不適切ないし一貫性のない監査調書等の問題領域がある。(SECの執行処分、1987-1997)

(出典: Mark S. Beasley, et., Top 10 Audit Deficiencies, *Journal of Accountancy*, April 2001, AICPA)

# エンロン=ワールドコムからの教訓

## 不正搜索型監査手続と不正リスク要因の識別

- リスク・アプローチへの反省
  - 監査事務所の経済効率性のためだけにリスク・アプローチが導入され、その結果、監査の有効性が低下していた
- 不正搜索型(Forensic type Auditing)の監査手続
  - SAS99号では、不正リスク要因を検討して、それらに応じた監査手続を監査のすべての場面で一貫して適用
- とくに、SAS99の付録に「動機・プレッシャー」、「機会」および「正当化」の3つに分類されて、具体的な例示とともに示された不正リスク要因の考え方は、その後、ISA240において整理が図られ、今般の日本の監査基準委員会報告書に導入された。
- なお、「粉飾」等、一定の会計知識が必要とされる不正の場合には、上記のリスク要因に加えて、「専門能力」を加えて、「不正のダイヤモンド」といった考え方も提示されている。

# 企業不正リスク管理のための実務ガイド

- ▶ 米国公認会計士協会、内部監査人協会、公認不正検査士協会の共同提案による報告書の公表(2008.7.7)

*Managing the Business Risk of Fraud : A Practical Guide*

- ▶ 組織のガバナンスに関わりを有する団体が有する知見を集約させて取りまとめた不正リスク管理の実務指針である。

⇒監査関係者(公認会計士・内部監査人・公認不正検査士)の連携の重要性

- ▶ 不正の定義

不正とは「他人を欺くために仕組まれた作為または不作為であって、被害者への損失および／または加害者への利得をもたらす行為である。」

# 不正問題に係るわが国の監査規範

- ▶ 監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」(2011.12.22)  
(従来基準である第35号「財務諸表の監査における不正への対応」  
(2006.10.24)は、2012.3.31迄適用)
- 第35号は、改訂監査基準(2005.10.28)及び一連の監査リスクモデル関連の監査基準委員会報告書を踏まえ、かつ国際監査基準をも参考にして、監査人が財務諸表の監査において対象とする重要な虚偽の表示の原因となる不正についての監査人の対応について取り纏めたもの。
- ◆ 監査・保証実務委員会研究報告第19号「重要な虚偽表示のリスクの評価方法」(2007.1.15)
- 改訂監査基準(2005.10.28)及び一連の監査リスクモデル関連の監査基準委員会報告書を踏まえて、監査委員会研究報告第15号「経営環境等に関連した固有リスク・チェックリスト」及び同第16号「統制リスクの評価手法」の見直しを行い、新たな研究報告として取り纏めたもの。

# 監査基準委員会報告書240の特徴と背景

## ➤ 特徴

- ①不正に対応する特別に強い職業的懐疑心の保持の強調
  - 経営者等が信頼できても、不正の可能性を認識して、監査手続を実施すること
- ②不正による重要な虚偽表示のリスクの識別のための具体的かつ広範な評価手続を規定

## ➤ 背景

- ①AICPA監査基準書(SAS)第99号「財務諸表監査における不正の考慮」(2002.10);エンロン事件,ワールドコム事件を踏まえて,従来の財務諸表監査上の不正問題への取組みを大幅に拡充
- ②国際監査基準(ISA)240号「財務諸表の監査における不正の考慮に対する監査人の責任」(2004.2);SAS99の内容を反映

## 残されている監査規範の課題

- ▶ 我が国における不正問題に関する監査規範も、エンロン事件を経て制定された国際的な監査規範へのキャッチアップに努めてきている。
- ▶ しかし、海外では、その後の金融危機を経て米国の監査基準は改訂され、また、今まさに、金融危機において監査人が果たすべき役割を果たしていたのか、監査のあり方を変える必要があるのか、といった議論が行われている。
- ▶ また、国内でも去年のオリンパス事件等を踏まえて、不正に対する監査がどうあるべきか、といったことについて改めて検討を行うことが必要ではないか。
- ▶ 併せて、近年指摘のある循環取引に係る会計不正事案に対する監査人側の対応等についても、明確な取り組みを検討すべきではないか。

# 監査概念の再定義の必要性①

## -不正対応を重視した財務諸表監査を目指して

### ▶ 監査の定義(ASOBAC、1973)

「監査とは、経済活動や経済事象についての主張と確立された規準との合致の程度を確かめるために、これらの主張に関する証拠を客観的に収集・評価するとともに、その結果を利害関係をもつ利用者に伝達する体系的な過程である。」

### ▶ 制度上の「監査・証明」の意義

① 専門性と独立性(公認会計士・監査法人の独占業務)

② 確立した基準への準拠性

a. 確立した情報の作成・判断基準の存在

b. 確立した監査・証明の基準の存在

③ 監査人による「合理的な保証」の獲得

## 監査概念の再定義の必要性②

### -不正対応を重視した財務諸表監査を目指して

➤ 基本的に「監査概念」が共有すべき特質

①独立性

②専門性

③基準準拠性に対する判断(職業専門家としての判断の行使)

④合理的な保証

➤ 不正対応監査に向けた「不正教育・研修」の必須化

①会計知識(不正スキームの理解)

不正はいかに実行され、隠蔽されるか。

②法律知識(不正の法的要素)

③不正調査の知識及び技法

④犯罪学知識と倫理関連知識

人はなぜ不正を犯すのか、不正を防ぐ方法

# 今後の見直しの視点①

- ▶ 監査人の役割として、不正に起因する財務諸表の虚偽記載の有無を検証することにある、ことを再確認すること。
- ▶ 監査人が不正に起因する財務諸表の虚偽記載を発見できるようにするため、監査人が行うべき監査手続を包括的に整理して基準として示すことも一法といえる。
- ▶ なお、基準として整備する場合には、監査基準を改訂することも考えられるが、仮に監査基準に収まらないのなら、「会計リスク等に対応した監査の基準(不正対応基準)」として整備し、監査基準と一体のものとして適用することも考えられる。

## 今後の見直しの視点②

### ▶ 監査関係者の連携の強化

- ・我が国の監査制度全体の実効性を高めるために、公認会計士、監査役(監査委員)及び内部監査人の連携を強化すること。
- ・昨今指摘のある「循環取引」等、企業サイドでの共謀等に対処するために、監査人間(監査法人間)での連携等のありかたについて検討すること。
- ・その際、監査人の守秘義務がどのような場合に解除されるのか等の問題についても併せて検討すること。

# 基準の検討に際しての留意事項

- ▶ 会計不正等への対応も含む米国PCAOB公表の「リスク評価に関する監査基準」(AS8～15)の内容を検証すること
- ▶ 不正リスクの要因分析に関する最新の研究成果等(「不正のトライアングル」「不正のダイヤモンド」等)を参照すること
- ▶ 個々の監査人の行う監査手続に留まらず、会計不正に対する知識の蓄積、ノウハウの集積、審査、不正対応の専門家(フォレンジック、不正検査士等)の活用など、事務所レベルでの対応を促進すること
- ▶ JICPAの監査実務指針等は、国際的整合性が重視されているが、我が国の経済環境や企業風土、監査の実態等を踏まえた我が国独自の監査の側面を加味した対応を講じること